



JAL不当解雇撤回ニュース

No280号 2013.05.26
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.ialkaikotekkai.com>

弁論更新に際し原告より意見陳述、2名を証人に採用 権利濫用と不当労働行為の解雇は無効！ 5月23日の乗員(パイロット)裁判

5月23日、乗員(パイロット)裁判の第3回口頭弁論が、東京高裁101号法廷において行われました。今回は、3人いる裁判官の内1人が交代したことから弁論更新手続きが行われ、原告代理人より改めて主張点を整理して意見陳述を行いました。また証人の採否では、7名申請した証人の内、2名が採用されました。以下、報告します。



98号条約に違反しているのであり、この観点からも本件整理解雇に相当性は認めないと述べ、ILOが裁判所の判断を注視していることを伝えました。

解雇は不当労働行為であり無効！ 「何人」でなく「誰」を解雇するかが問題だった

上条弁護士は、管財人らは更生計画開始時点の労使交渉で、整理解雇しないと約束し、希望退職、一時帰休、ワークシェアなどの回避策も例示していたと指摘。にも関わらず突然、整理解雇を打出してきた。そして解雇基準は労働組合の中心メンバーを囲い込むためのものであり、不当労働行為であったと指摘しました。さらに、機長の削減目標について言えば、削減目標の130名はすでに超過達成し154名の退職者がいたにもかかわらず、さらに18名の機長を解雇した事実は、「何人」削減するかではなく、「誰」を解雇するかが問題であったのだと批判しました。



原告側よりポイントについて意見陳述

通常、弁論更新の手続きは、裁判官が「弁論を更新します」といえばそれで完了します。こうした形式的手続きで終わらせず、新しく加わった裁判官に、肉声で原告の主張を聞いていただき、高裁における私たちの主張を正確に受け止めていただくよう、原告側より意見陳述を行いました。

意見陳述には、上条弁護士と堀弁護士が立ち、解雇の不当性についてポイントについて陳述しました。

解雇は権利の濫用であり無効である！

堀弁護士は、地裁判決の問題点として、JALの整理解雇は4要件を無視した権利の濫用であり無効であることを改めて整理し陳述しました。

航空の安全の観点を欠落させてはならないと前置きして、年齢の高い、技術と経験を有する労働者や、安全のために病気欠勤した労働者を解雇することは、安全を全く考慮しない不当な解雇であると強調。また、人員削減目標も超過して達成されており、経営状況も十分に利益があるなかでは、解雇の必要性はなかったと指摘しました。



さらに、ILOから勧告が出されていることは、明確に第87、

証人に山口団長と三星副委員長

今回の法廷は、乗員裁判における証人採否が言い渡される重要な局面でもありました。そのためJAL原告団は、全国の支援者に呼びかけて、証人採用嘆願はがきに取り組みました。4月からの取り組みでしたが、短時間にもかかわらず、乗員裁判、客乗裁判ともに13000枚を超える嘆願はがきが配布され、相当数が裁判所に届いています。こうした多くの声が裁判所を動かし、申請した7人の証人のうち2名を証人採用させました。採用されたのは山口原告団長と日本航空乗員組合の三星副委員長。残る5名証人については、本法廷では、採否が明らかにされません。引き続き証人として採用させるべく、運動を強化していく考えです。